

傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準

令和7年4月
鳥取県

はじめに

- 全国各地において、傷病者の受入困難事案が発生し、社会問題化していることから、平成21年10月に「消防法の一部を改正する法律」が施行され、都道府県は、救急隊が速やかに傷病者を医療機関に搬送できるようにするため、「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」（以下「実施基準」という。）を策定することとされました。
- 本県では、概ね円滑に救急搬送が実施されている状況ではありますが、連携体制の強化と受入困難事案の発生を防ぐため、平成22年4月に消防機関、医療機関、利用者団体等で構成する「鳥取県救急搬送高度化推進協議会」を設置し、救急担当医師、救急隊員等からなる専門委員会で調査検討を行い、同協議会での協議結果を踏まえて以下のとおり消防法第35条の5に基づく実施基準を策定しました。

<実施基準の主な内容>

①傷病者の症状等に基づく分類基準

緊急性、専門性、特殊性等の観点から、14区分（19細分類）の基準を定めました。

②分類基準に応じた医療機関のリスト

上記分類から⑩その他を除いた26症状に対応できる医療機関リストを作成しました。

③傷病者の観察基準

救急隊が傷病者の状況を観察するための基準を策定しました。

④受入医療機関確保等基準

傷病者の受入れを行う医療機関の確保に関する基本的なルールを定めました。

- 平成23年4月から運用していますが、傷病者の搬送及び受入れなどの実情を踏まえ、平成25年2月、平成29年3月、令和3年3月、令和5年4月、令和6年4月及び令和7年4月に実施基準の必要な見直し等を行いました。今後も必要に応じ、鳥取県救急搬送高度化推進協議会及び専門委員会において協議を行い、見直し等を行っていくこととしております。

目 次

1	傷病者の症状等に基づく分類基準	3
2	分類基準に基づく医療機関リスト	4
①	重篤	5
②	心肺停止状態	5
③	虚血性心疾患	6
④	脳卒中	6
⑤	消化管出血	7
⑥	急性腹膜	7
⑦	血管疾患	8
⑧	外傷	8
⑨	熱傷	9
⑩	中毒	10
⑪	妊産婦	12
⑫	小児	12
⑬	精神疾患	14
3	観察基準	16
①	疾病救急	16
②	外傷・熱傷	17
③	小児救急	18
④	妊婦救急	19
⑤	急性中毒	20
⑥	精神疾患	21
⑦	脳卒中	22
4	医療機関選定基準	23
5	伝達基準	24
6	受入医療機関確保等基準	25
7	その他の事項	26
(参考)	救急医療機関一覧	27
(参考)	消防法抜粋	28

1 傷病者の症状等に基づく分類基準（消防法第35条の5第2項第1号）

傷病者的心身等の状況に応じた適切な医療の提供に向けて、医療機関を分類するための基準を、以下のとおり定める。

観点	区分	細分類
緊急性	①重篤	
	②心肺停止状態	
	③虚血性心疾患	
	④脳卒中	④-1 血栓回収療法適応
		④-2 その他
	⑤消化管出血	
	⑥急性腹症	
	⑦血管疾患	
	⑧外傷 (重症以上)	⑧-1 頭部・顔面
		⑧-2 頸部
		⑧-3 体幹
		⑧-4 四肢骨折
		⑧-5 四肢切断（再接着）
	⑨熱傷	
	⑩中毒	⑩-1 医薬品
		⑩-2 一酸化炭素
		⑩-3 農薬
		⑩-4 急性アルコール
		⑩-5 その他の中毒
専門性	⑪妊産婦	⑪-1 重篤及び合併症の症状
		⑪-2 リスクの高い産科症状
	⑫小児	⑫-1 重篤
		⑫-2 内因性
		⑫-3 けいれん
		⑫-4 頭部外傷
特殊性	⑬精神疾患	
その他	⑭その他	

2 分類基準に基づく医療機関のリスト（消防法第35条の5第2項第2号）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに、該当する医療機関を以下のとおり定める。

(注1) このリストは、傷病者の症状、病態等に応じた救急搬送の受入れ先（受入照会先）として整理したものである。

(注2) このリストは消防機関から医療機関への傷病者の受入照会を行うために使用するものであり、救急搬送以外の傷病者を医療機関が受け入れるためのものではない。

観点	区分	細分類	医療機関リスト
緊急性	①重篤		リスト①
	②心肺停止状態		リスト②
	③虚血性心疾患		リスト③
	④脳卒中	④-1 血栓回収療法適応	リスト④-1
		④-2 その他	リスト④-2
	⑤消化管出血		リスト⑤
	⑥急性腹症		リスト⑥
	⑦血管疾患		リスト⑦
	⑧外傷 (重症以上)	⑧-1 頭部・顔面	リスト⑧-1
		⑧-2 頸部	リスト⑧-2
		⑧-3 体幹	リスト⑧-3
		⑧-4 四肢骨折	リスト⑧-4
		⑧-5 四肢切断（再接着）	リスト⑧-5
	⑨熱傷		リスト⑨
	⑩中毒	⑩-1 医薬品	リスト⑩-1
		⑩-2 一酸化炭素	リスト⑩-2
		⑩-3 農薬	リスト⑩-3
		⑩-4 急性アルコール	リスト⑩-4
		⑩-5 その他の中毒	リスト⑩-5
専門性	⑪妊産婦	⑪-1 重篤及び合併症の症状	リスト⑪-1
		⑪-2 リスクの高い産科症状	リスト⑪-2
	⑫小児	⑫-1 重篤	リスト⑫-1
		⑫-2 内因性	リスト⑫-2
		⑫-3 けいれん	リスト⑫-3
		⑫-4 頭部外傷	リスト⑫-4
特殊性	⑬精神疾患		リスト⑬-1～4

医療機関リスト

(表の時間区分)

時間内：原則として、平日（月～金）の午前8時30分から午後5時まで

時間外：平日（月～金）の午後5時から午前8時30分までと土日、祝日及び年末年始

（※ただし、医療機関によって平日でも休みの曜日は時間外となる場合があります）

① 重篤

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none">・県立中央病院・鳥取市立病院・鳥取赤十字病院・鳥取生協病院・岩美病院・智頭病院 ※1	<ul style="list-style-type: none">・県立中央病院・鳥取市立病院・鳥取赤十字病院・鳥取生協病院・岩美病院 ※1・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none">・県立厚生病院・野島病院・垣田病院・北岡病院	<ul style="list-style-type: none">・県立厚生病院・野島病院・垣田病院
西部	<ul style="list-style-type: none">・鳥取大学医学部附属病院・米子医療センター・山陰労災病院・博愛病院・高島病院・済生会境港総合病院・西伯病院 ※1・日野病院・日南病院	<ul style="list-style-type: none">・鳥取大学医学部附属病院・米子医療センター・山陰労災病院・博愛病院・高島病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

② 心肺停止状態

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none">・県立中央病院・鳥取市立病院・鳥取赤十字病院・鳥取生協病院・岩美病院・智頭病院 ※1	<ul style="list-style-type: none">・県立中央病院・鳥取市立病院・鳥取赤十字病院・鳥取生協病院・岩美病院 ※1・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none">・県立厚生病院・野島病院・北岡病院	<ul style="list-style-type: none">・県立厚生病院・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none">・鳥取大学医学部附属病院・米子医療センター ※1・山陰労災病院・博愛病院 ※1・高島病院・済生会境港総合病院 ※1・西伯病院・日野病院・日南病院	<ul style="list-style-type: none">・鳥取大学医学部附属病院・米子医療センター ※1・山陰労災病院・博愛病院 ※1・済生会境港総合病院 ※1・西伯病院 ※1・日野病院 ※1・日南病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

疾病救急

③ 虚血性心疾患

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取生協病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・垣田病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・垣田病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ※1 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院

※1は、ST上昇のみ対応可能。

※2は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

④-1 脳卒中（血栓回収療法適応）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ※1 ・鳥取生協病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ※1 ・鳥取生協病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※1 ・野島病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※1 ・野島病院 ※1
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ※1 ・済生会境港総合病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ※1

※1は、一般社団法人日本脳卒中学会認定の一次脳卒中センター(PSC)。受入照会はPSCを優先。

④-2 脳卒中（その他）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ※1 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ※1 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※2
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※1 ・野島病院 ※1 ・垣田病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※1 ・野島病院 ※1 ・垣田病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ※1 ・博愛病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 ※2 ・日野病院 ※2 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ※1 ・博愛病院 ・済生会境港総合病院 ・日野病院 ※2 ・日南病院

※1は、一般社団法人日本脳卒中学会認定の一次脳卒中センター(PSC)。受入照会はPSCを優先。

※2は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑤ 消化管出血

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※ 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・智頭病院 ※ 1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・垣田病院 ・北岡病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院

※ 1 は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑥ 急性腹症

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※ 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・智頭病院 ※ 1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・垣田病院 ・北岡病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・日野病院

※ 1 は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑦ 血管疾患

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・垣田病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・日野病院 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

外傷・熱傷

⑧-1 外傷（重症以上）【頭部・顔面】

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ※1 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ※1 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院

※1は、頭部のみ対応可（顔面は対応不可）。

⑧-2 外傷（重症以上）【頸部】

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 ・元町病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 ・元町病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑧-3 外傷（重症以上）【体幹】

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 ・元町病院 ・日野病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院 ・元町病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑧-4 外傷（重症以上）【四肢骨折】

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・清水病院 ・三朝温泉病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・清水病院 ・三朝温泉病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ※1 ・高島病院 ・元町病院 ・日野病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・高島病院 ・元町病院

※1は、開放骨折、デブロービングは対応不可。

⑧-5 外傷（重症以上）【四肢切断（再接着）】

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院	・県立中央病院
中部	・県立厚生病院	・県立厚生病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ※1

※1は、手指切断（再接着）のみ対応可。（四肢切断（再接着）は対応不可。）

⑨ 热傷（広範囲の熱傷等）

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院	・県立中央病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院	・鳥取大学医学部附属病院

中 毒

⑩-1 中毒 [医薬品]

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※ 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※ 1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 ・西伯病院 ※ 1 ・日野病院 ※ 1 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 ・日野病院 ※ 1

※ 1 は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑩-2 中毒 [一酸化炭素]

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院	・鳥取大学医学部附属病院

⑩-3 中毒 [農薬]

圏域	時間内	時 間 外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※ 1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・智頭病院 ※ 1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院

※ 1 は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

⑩-4 中毒【急性アルコール】

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・信生病院 ・北岡病院 ・藤井政雄記念病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 ・信生病院 ※2 ・藤井政雄記念病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・日野病院 ・日南病院 ※2

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

※2は、輪番日のみ対応可能。

⑩-5 その他の中毒

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 ・日野病院 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 ・日野病院

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

妊産婦

⑪-1 妊産婦【重篤及び合併症の症状】

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院	・県立中央病院
中部	・県立厚生病院	・県立厚生病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院	・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院

⑪-2 妊産婦【リスクの高い産科症状】

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院	・県立中央病院
中部	・県立厚生病院	・県立厚生病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院	・鳥取大学医学部附属病院 ・山陰労災病院

小児

⑫-1 小児【重篤】

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院	・県立中央病院
中部	・県立厚生病院	・県立厚生病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院	・鳥取大学医学部附属病院

⑫-2 小児【内因性】

圏域	時間内	時間外
東部	・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・岩美病院	・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院
中部	・県立厚生病院	・県立厚生病院
西部	・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院	・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ※1 ・山陰労災病院 ※1

※1は、小児輪番日のみ対応可能。

⑫-3 小児 [けいれん]

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・智頭病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ・山陰労災病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・米子医療センター ※2 ・山陰労災病院 ※2

※1は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

※2は、小児輪番日のみ対応可能。

⑫-4 小児 [頭部外傷]

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・岩美病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ・高島病院

精神疾患（精神疾患で内服治療中であり、重篤の基準を満たさないもの）

⑩-1 精神疾患（自殺の可能性が高く、胃洗浄や四肢の単純な皮膚縫合などの処置を必要とするもの）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ※2 ・鳥取医療センター ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ※2
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・西伯病院 ※1 ※3 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1

※1は、精神科救急医療機関。

※2は、身体的な処置を行い、精神科救急医療機関へ転送する。

※3は、輪番日のみ対応可能。

⑩-2 精神疾患（自殺の可能性が高く、胃洗浄や四肢の単純な皮膚縫合などの処置を必要としないもの）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取医療センター ※1 ・渡辺病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取医療センター ※1 ※3 ・渡辺病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※2 ・野島病院 ・倉吉病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※2 ・野島病院 ・倉吉病院 ※1
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・西伯病院 ※1 ・養和病院 ※1 ・米子病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・西伯病院 ※1 ※3 ・養和病院 ※1 ※3 ・米子病院 ※1 ※4

※1は、精神科救急医療機関。

※2は、身体的な処置を行い、精神科救急医療機関へ転送する。

※3は、輪番日のみ対応可能。

※4は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

(13)-3 精神疾患（自殺の可能性が低く、胃洗浄や四肢の単純な皮膚縫合などの処置を必要とするもの）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ※2 ・智頭病院 ※3 ・鳥取医療センター ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ※2 ・智頭病院 ※3
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ・野島病院
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ・西伯病院 ※1 ・日南病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ・日南病院

※1は、精神科救急医療機関。

※2は、身体的な処置を行い、精神科救急医療機関へ転送する。

※3は、輪番日のみ対応可能。

(13)-4 精神疾患（自殺の可能性が低く、胃洗浄や四肢の単純な皮膚縫合などの処置を必要としないもの）

圏域	時間内	時間外
東部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・岩美病院 ・智頭病院 ※4 ・鳥取医療センター ※1 ・渡辺病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立中央病院 ・智頭病院 ※4 ・鳥取医療センター ※1 ※3 ・渡辺病院 ※1
中部	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※2 ・野島病院 ・信生病院 ・倉吉病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立厚生病院 ※2 ・野島病院 ・信生病院 ※3 ・倉吉病院 ※1
西部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ・高島病院 ・西伯病院 ※1 ・日野病院 ・日南病院 ・養和病院 ※1 ・米子病院 ※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院 ※1 ・山陰労災病院 ・高島病院 ・西伯病院 ※1 ※3 ・日南病院 ・養和病院 ※1 ※3 ・米子病院 ※1 ※4

※1は、精神科救急医療機関。

※2は、身体的な処置を行い、精神科救急医療機関へ転送する。

※3は、輪番日のみ対応可能。

※4は、総合的な判断（かかりつけ患者・患者の状態・担当医の標榜科等）により、受入可否を判断。

3 観察基準（消防法第35条の5第2項第3号）

救急隊が傷病者の状況を確認するための基準を、以下のとおり定める。

- ①疾病救急 ②外傷・熱傷 ③小児救急 ④妊婦救急 ⑤急性中毒 ⑥精神疾患 ⑦脳卒中

① 疾病救急 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する

初期評価		無	有
生理学的評価	心肺停止	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	意識	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	呼吸数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	脈拍数	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	SpO2	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	収縮期血圧	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
ショック徵候		冷汗, 皮膚蒼白・湿潤等	<input type="checkbox"/>

直近の二次医療機関（救命救急センターでも可）
【医療機関リスト②】

救命救急センター又は対応可能な直近の二次医療機関
【医療機関リスト①】

全身観察・病歴		無	有
主訴・症候・症状群	急性冠症候群	20分以上持続する胸痛	<input type="checkbox"/>
		胸部症状+放散痛（肩、下顎、上腹部、背部）	<input type="checkbox"/>
		心疾患の既往+胸部症状	<input type="checkbox"/>
		心電図でST-T変化+胸部症状	<input type="checkbox"/>
	脳卒中	顔のゆがみ（歯を見せるように、あるいは笑ってもらう）	<input type="checkbox"/>
		上肢挙上（閉眼させ、10秒間上肢を挙上させる）	<input type="checkbox"/>
その他		構音障害（傷病者に話しをさせる）	<input type="checkbox"/>
		突然の激しい頭痛	<input type="checkbox"/>
		吐血、下血、咯血	<input type="checkbox"/>
【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。		急性腹症（突然の腹痛）	<input type="checkbox"/>
		血管障害（突然の背部痛・腰痛、四肢虚血症状）	<input type="checkbox"/>

【医療機関リスト③】
注1)

【脳卒中 観察基準】

【医療機関リスト⑤⑥⑦】
注1)

二次救急医療機関

軽傷あるいはかかりつけ医がある場合は、リスト以外への搬送も考慮

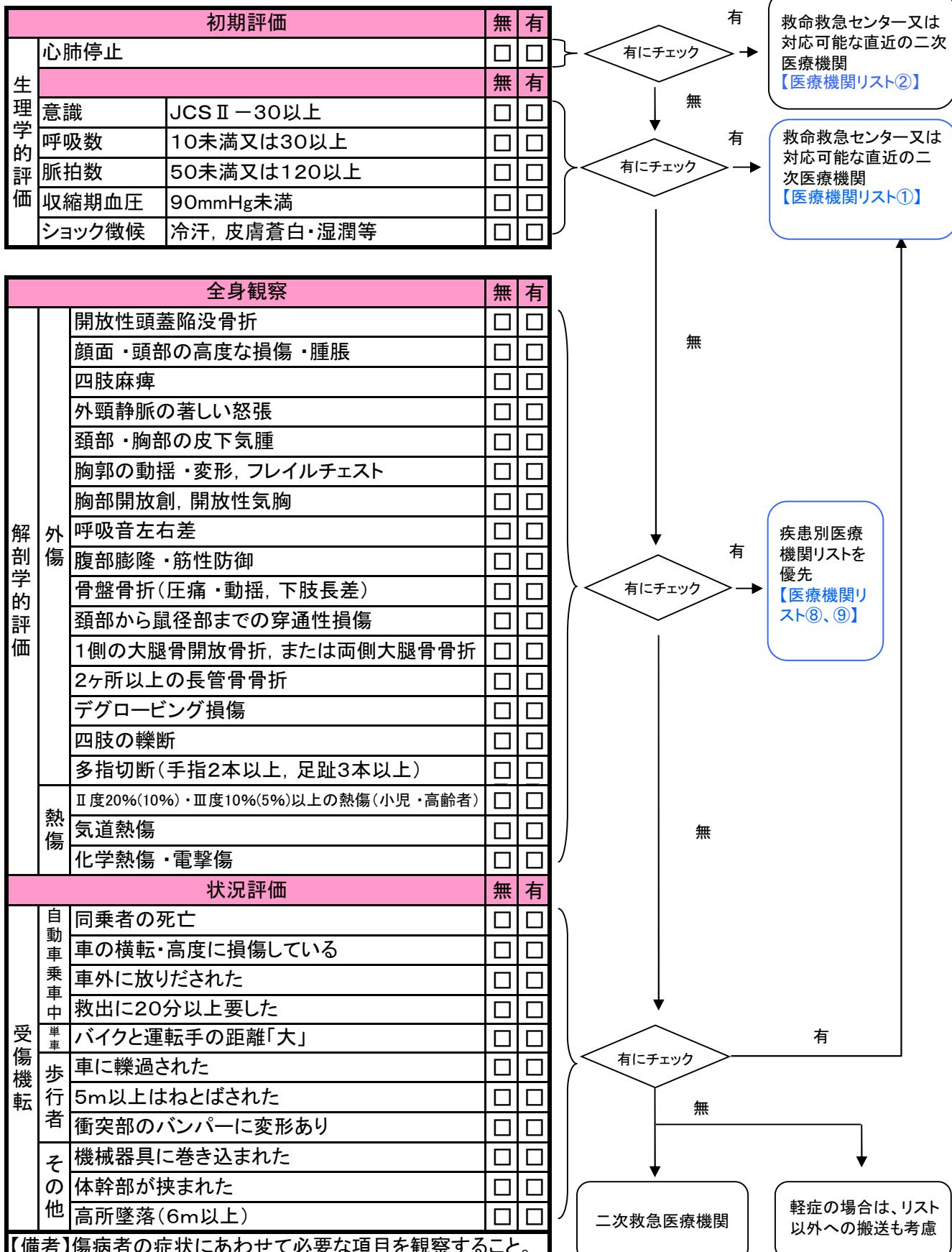
注1)搬送時間を考慮して輪番制等の医療機関も考慮する。

注2)12誘導心電図の測定を考慮する。

ただし、状況により迅速な搬送に留意すること。

② 外傷・熱傷 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する



【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。

注1)傷病者の状況に適した区分に属する現場から直近の医療機関を考慮する。

③ 小児救急 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する

第1段階		無	有
生理学的評価	意識	JCS II – 30以上	<input type="checkbox"/>
	気道	吸気性・呼気性喘鳴など異常な気道音	<input type="checkbox"/>
	呼吸数	各年齢の正常範囲(別表)から著しく外れる	<input type="checkbox"/>
	脈拍数	各年齢の正常範囲(別表)から著しく外れる	<input type="checkbox"/>
	SpO2	90%未満	<input type="checkbox"/>
	循環	異常な皮膚色(蒼白・まだら状・チアノーゼ)	<input type="checkbox"/>
	体温	35or34°C未満(測定不能)、または40°C以上	<input type="checkbox"/>
	ショック徵候	冷汗、皮膚蒼白・湿潤等	<input type="checkbox"/>

※乳幼児の体動が激しい場合、乳幼児が号泣している場合等で、各項目を測定することが困難な場合は、第2段階の症状等に示されている項目を優先して観察し、重症度・緊急度を判断する。

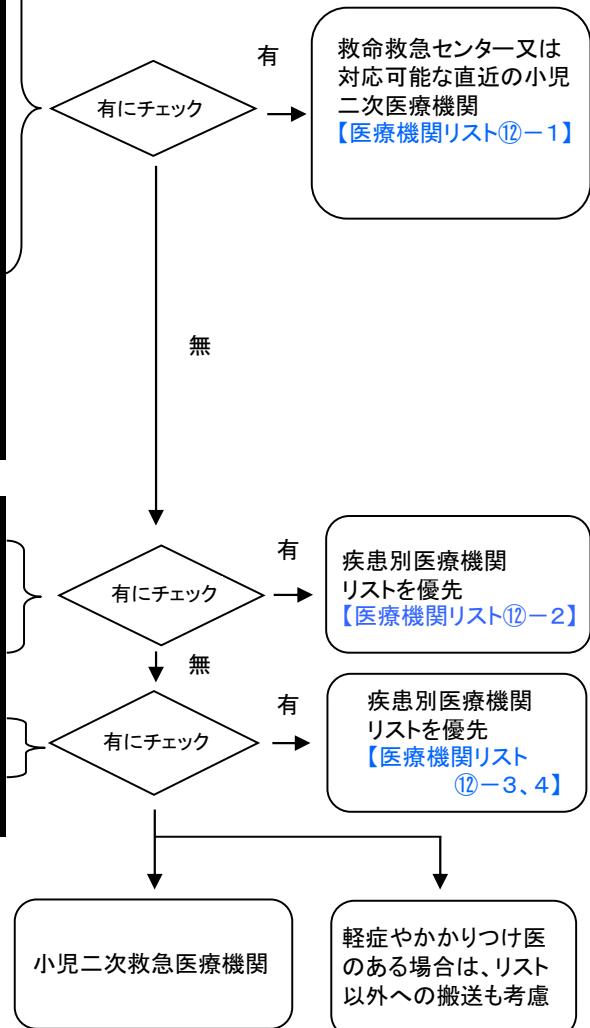
第2段階		無	有
症状等	ぐったり、又は、うつろ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頻回の嘔吐あるいは胆汁性の嘔吐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出血傾向(紫斑など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

第3段階		無	有
症状等	痙攣の持続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頭部外傷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。

別表:各年齢の正常範囲一覧表		
年齢	呼吸数(/分)	心拍数(/分)
0-3か月	30-60	90-180
3-6か月	30-60	80-160
6か月-1歳	25-45	80-140
1歳-3歳	16-24	75-130
3歳-6歳	12-28	70-110
6歳-12歳	14-20	60-90

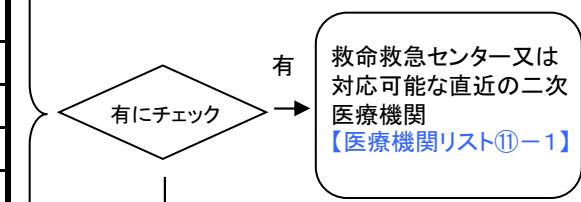
注1)傷病者の状況に適した区分に属する現場から直近の医療機関を考慮する。



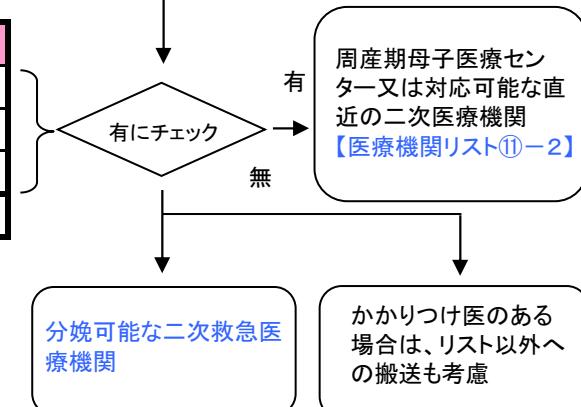
④ 妊婦救急 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する

第1段階		無	有
JCS II	－30以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
呼吸数	10未満又は30(陣痛のある場合は除く)以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	呼吸音の左右差	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常呼吸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
脈拍数	50未満又は120以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収縮期血圧	90mmHg未満又は200mmHg以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
SpO2	90%未満	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ショック徵候	冷汗、皮膚蒼白・湿潤等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。			



第2段階		無	有
症状等	大量の性器出血	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	腹部激痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	腹部の緊張感の増大(腹膜刺激症状)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【備考】傷病者の症状にあわせて必要な項目を観察すること。			



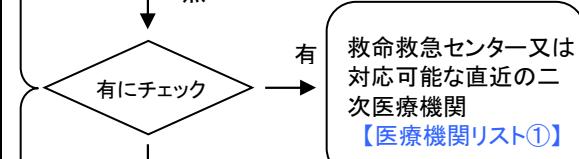
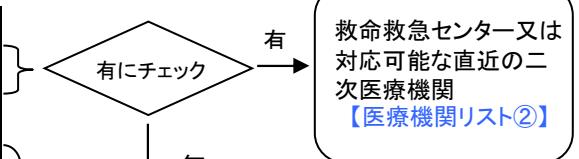
注1) 傷病者の状況に適した区分に属する現場から直近の医療機関を考慮する

注2) 必要に応じて、かかりつけ医と協議の上、搬送先を選定する

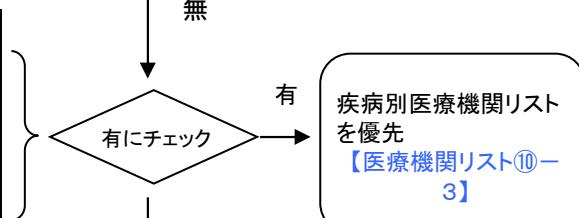
⑤ 急性中毒 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する

初期評価		無	有
生理学的評価	心肺停止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		無	有
	意識	JCS II - 30以上	<input type="checkbox"/>
	呼吸数	10未満又は30以上	<input type="checkbox"/>
	脈拍数	50未満又は120以上	<input type="checkbox"/>
	収縮期血圧	90mmHg未満	<input type="checkbox"/>
	体温	34°C未満(測定不能を含む) または40°C以上	<input type="checkbox"/>
ショック徵候		冷汗, 皮膚蒼白・湿潤等	<input type="checkbox"/>



全身観察		無	有
解剖学的評価	痙攣持続, 顔面の筋攣縮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	両側縮瞳(2mm以下)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常な流涎・流涙・発汗・気道分泌(ゴロゴロ音)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	疼痛を伴う水疱・びらんの多発など異常な皮膚所見	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
状況評価		無	有
受傷機転等	吐物や呼気の異臭	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	異常な色調(緑色など)や異臭を放つ液体で汚染された着衣	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一酸化炭素中毒(疑い例を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	頻回の嘔吐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	容器・包装パッケージ等から明らかな毒物、農薬中毒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50錠以上の医薬品の服用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



二次救急医療機関

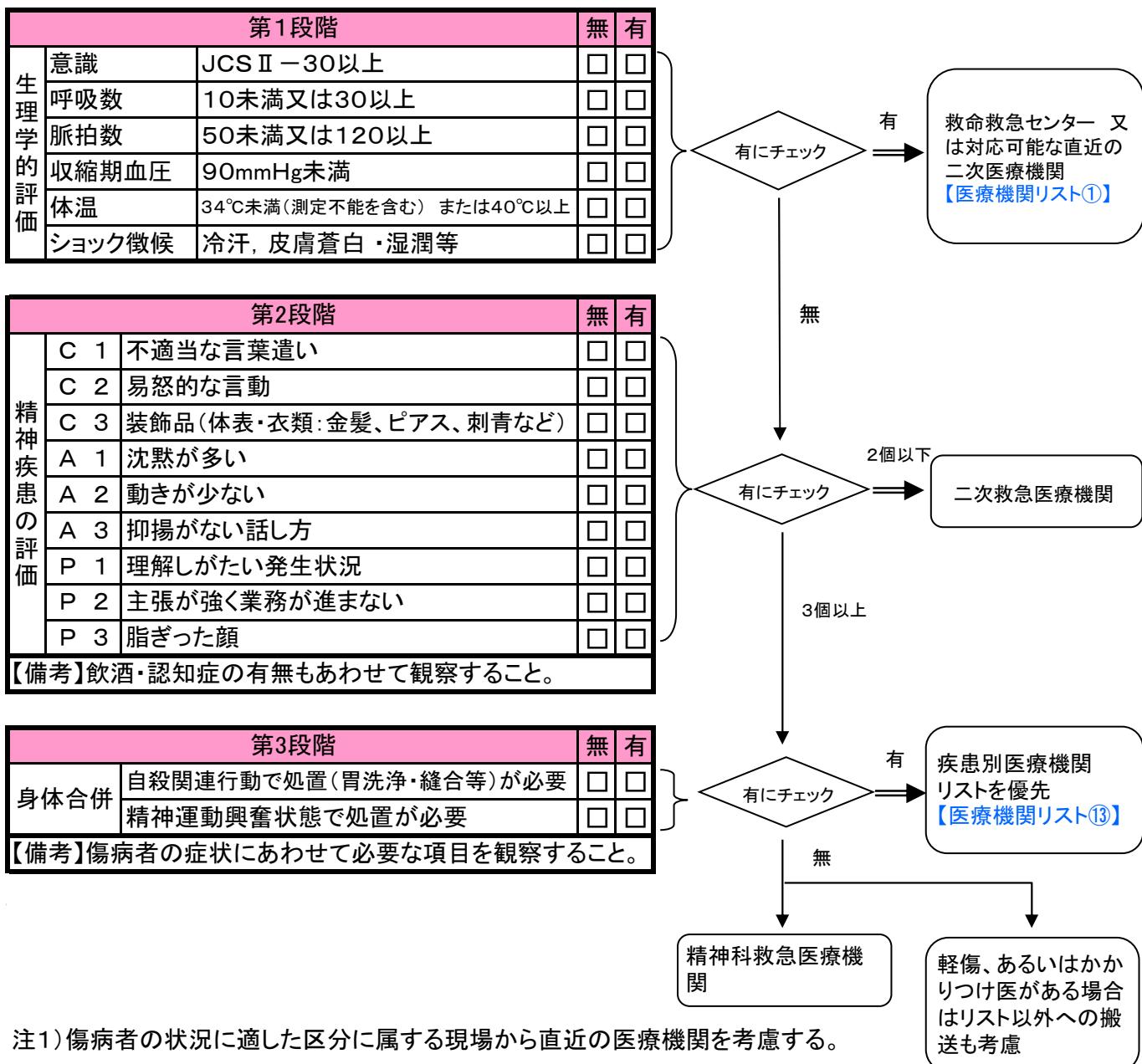
軽傷、あるいはかかりつけ医がある場合はリスト以外への搬送も考慮

注1)傷病者の状況に適した区分に属する現場から直近の医療機関を考慮する。

注2)総合的に判断し、重症度が高い場合は救命救急センターを選択できる。

⑥ 精神疾患 観察基準

※外傷等の他の疾病を併発した場合など、症状、病態等によって、緊急性が高い場合は、まずは緊急性の分類基準により判断し、対応できる医療機関を選択する



注1)傷病者の状況に適した区分に属する現場から直近の医療機関を考慮する。

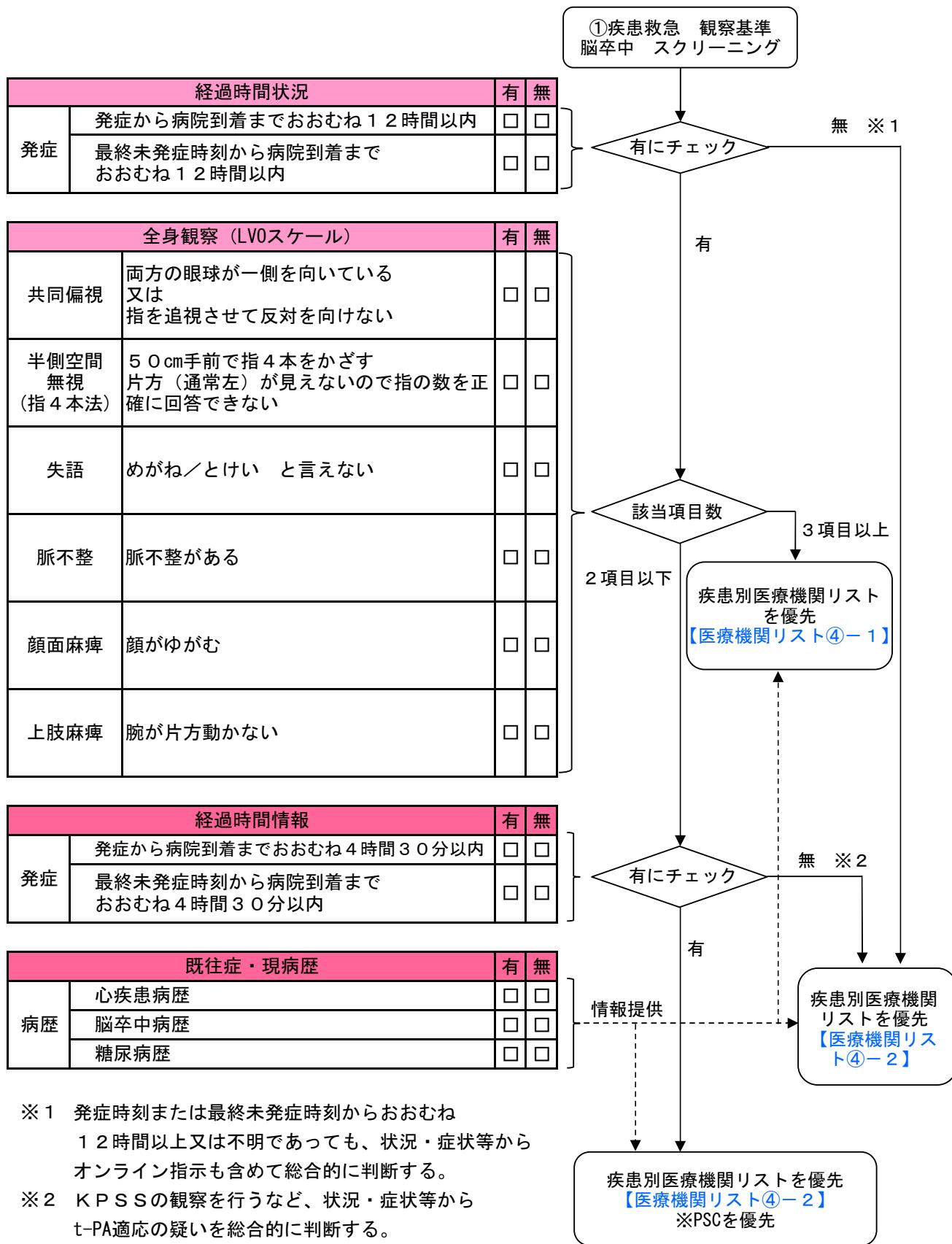
注2)総合的に判断し、重症度が高い場合は救命救急センターを選択できる。

注3)精神疾患のスクリーニングはJEPS(Japan Emergency Psychiatry Scale)を採用した

注4)精神疾患の評価項目のC3:装飾品については、"華々しく周囲を巻き込む行動"が疑われる場合を"有り"とする。

⑦ 脳卒中 観察基準

※数値のみでなく、重症度を総合的に判断し、重症度が高い場合は、「救命センター又は対応可能な直近の二次救急医療機関」を選択する



4 医療機関選定基準（消防法第35条の5第2項第4号）

消防機関が傷病者の観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準を、以下のとおり定める。

消防機関は、選定基準から総合的に判断し搬送する医療機関を選定するものとする。

(1) 傷病者の状況に応じて観察基準のフローチャートにより選定される区分に属する医療機関のうち、現場から直近の医療機関を選定する。

なお、選定に当たっては次の事項についても考慮するものとする。

- ア 病院群輪番制の当番日の医療機関
- イ 医療機関の応需情報
- ウ 搬送可能な複数の医療機関がある場合においては、傷病者等の意向

(2) 次のいずれかに該当する場合は、(1)にかかわらず、それぞれに定める医療機関を選定することができる。

ア 傷病者の状況から見て、速やかに一時的な処置が必要な場合
直近で対応可能な医療機関

イ 定期的に当該疾患の治療のために通院している医療機関（以下「かかりつけ医」という。）がある場合（傷病者の状況等から見て、当該かかりつけ医で対応可能と判断される場合に限る。）
当該かかりつけ医

ウ 傷病者が軽症等の場合
救急告示病院以外の医療機関（これまでの搬送実績等を踏まえて、対応可能と判断される医療機関に限る。）

5 伝達基準（消防法第35条の5第2項第5号）

消防機関が傷病者の搬送先として選定した医療機関に対し、傷病者の状況を伝達するための基準を、以下のとおり定める。

（1）消防機関が医療機関に伝達する事項

搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を優先して伝達するものとし、傷病者の状況に応じて、必要と思われる事項を選択し、簡潔にまとめてわかりやすい言葉で伝達する。

【伝達事項】

- ア 年齢・性別
- イ 受傷機転・発症状況
- ウ 主訴
- エ 観察基準に基づく観察結果
- オ 病歴（服用薬、アレルギーを含む）
- カ 救急処置の内容
- キ 医療機関到着までの所要時間
- ク その他必要と思われる事項

（2）伝達を受ける医療機関について

伝達を受ける医療機関は、受け入れの判断を行える医師等が直接対応するよう努めるものとする。

6 受入医療機関確保等基準（消防法第35条の5第2項第6号）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準、その他傷病者の受入れを行う医療機関（以下「受入医療機関」という。）の確保に関する事項を、以下のとおり定める。

（1）傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との合意形成のための基準

消防機関と医療機関は、分類基準、医療機関リスト、観察基準、選定基準及び伝達基準に従って受入医療機関の選定に係る合意形成に努めるものとする。

（注1）上記によって円滑に受入医療機関が決定できない場合（概ね「照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」となる場合）は、右の三次救急医療機関又は地域の基幹病院において当該傷病者を受け入れるものとする。

区域	病院名
東部管内	県立中央病院
中部管内	県立厚生病院
西部管内	鳥取大学附属病院

（注2）注1の事案については後日事例検証を行い、受入医療機関の確保に係る合意形成のあり方について所要の改善・見直し等を行う契機とする。当該事例検証については、東部、中部、西部の各圏域毎に設置されている地域保健医療協議会又は地区メディカルコントロール協議会において定期的に行うものとする。

（2）その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に関する事項

ア 病院群輪番制の活用

現在、運用されている病院群輪番制を活用し、傷病者の受入医療機関を確保するものとする。

イ 鳥取県宿日直医情報システムの活用

令和6年4月に導入した鳥取県宿日直医情報システムを活用し、各医療機関の当番医（宿日・日直）の診療科目を把握することで、傷病者の受入医療機関を確保するものとする。

ウ 精神科救急システムの活用

精神疾患患者については、現在ある精神科救急システム（輪番制）を活用し、精神症状がある傷病者の受入先を確保するものとする。

7 その他の事項（消防法第35条の5第2項第7号）

その他、消防法第35条の5第2項第1号から第6号までに掲げる事項以外で、傷病者の搬送及び受入れの実施に関して必要と認める事項を、以下のとおり定める。

（1）ヘリコプターを活用した搬送手段の選択

ドクターヘリや消防防災ヘリ（以下「ヘリコプター」という。）を傷病者搬送に活用する場合には、基本的には消防機関が要請を行うことになるが、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、ヘリコプターによる搬送が必要かつ効果的だと判断される場合は、ヘリコプターによる救急搬送を積極的に実施するものとする。

（2）ドクターカーを活用した搬送手段の選択

傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、医師による初期治療が必要かつ効果的だと判断される場合は、ドクターカーによる救急搬送を積極的に実施するものとする。

（3）災害時における救急搬送

災害時、特に多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、DMAT等と連携を図りながら、災害時の救急業務を実施するものとする。

救急医療機関一覧

※鳥取県保健医療計画（令和6年3月）より

1 救急医療機関

区分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
①救命救急センター	・県立中央病院	—	・鳥大附属病院
②二次救急医療機関	・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取生協病院 ・岩美病院 ※1 ・智頭病院 ※1	・県立厚生病院 ・清水病院 ・野島病院 ・北岡病院 ※2 ・垣田病院 ※2 ・信生病院 ※2 ・藤井政雄記念病院 ※2 ・三朝温泉病院 ※2	・米子医療センター ・山陰労災病院 ・博愛病院 ・高島病院 ・済生会境港総合病院 ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院

※1は、病院群輪番制に参加していない救急告示医療機関。

※2は、救急告示医療機関ではなく、病院群輪番制参加のみの医療機関。

2 小児救急医療機関

区分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
①救命救急センター	・県立中央病院	—	・鳥大附属病院
②二次救急医療機関	・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院	・県立厚生病院	・米子医療センター ・山陰労災病院

3 母子医療センター

区分	東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
①総合周産期母子医療センター	—	—	・鳥大附属病院
②地域周産期母子医療センター	・県立中央病院	—	—
③ ①、②以外で分娩可能な病院	・鳥取市立病院 ・鳥取赤十字病院 ・鳥取産院	・県立厚生病院	・山陰労災病院

4 精神科救急医療機関

東部保健医療圏	中部保健医療圏	西部保健医療圏
・渡辺病院（週5日） ・鳥取医療センター（週2日）	・倉吉病院 (常時方式)	・米子病院 ・西伯病院 ・養和病院 ・鳥大附属病院 (輪番方式)

消防法抜粋

(基準策定)

第35条の5 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第2条第9項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

- 2 実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために医療機関を分類する基準
 - 2 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称
 - 3 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準
 - 4 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
 - 5 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - 6 前2号に掲げるもののほか、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項
 - 7 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項
- 3 実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画との調和が保たれるように定められなければならない。
- 4 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第35条の8第1項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、実施基準の変更について準用する。

(基準遵守)

第35条の7 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。

- 2 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

(協議会)

第35条の8 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 1 消防機関の職員
 - 2 医療機関の管理者又はその指定する医師
 - 3 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
 - 4 都道府県の職員
 - 5 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。